

私立高校生のために

しりつこうとうがっこう しゅうがくしえんじぎょう
私立高等学校あんしん修学支援事業

<p>内 容</p>	<p>府内の私立高校に在籍されている生徒の授業料の減免を行います。 ※ 府が対象となる生徒に直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免（減額や免除）を受けていただくものです。</p>																										
<p>対 象 者</p>	<p>生徒の保護者等が京都府内（京都市含む。）に住所を有し、京都府内の京都府認可の私立高等学校に在籍されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方及び本校が他府県にある通信制高校は対象外となります。</p>																										
<p>支 給 額</p>	<p>（令和6年4月時点）</p> <table border="1" data-bbox="384 703 1394 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">保護者等の所得目安（※1）</th> <th colspan="2">補助金額（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td>年額980,000円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年収590万円未満世帯</td> <td>年額650,000円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年収590万～730万円未満世帯</td> <td>全日制</td> <td>年額264,000円</td> <td>（※2、3）</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>年額135,800円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年収730万～910万円未満世帯</td> <td>全日制</td> <td>年額198,800円</td> <td>（※2、3）</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>年額135,800円</td> <td>（※2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 年収は、モデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合）の目安です。 ※2 補助金額は、高等学校等就学支援金（国制度）（P.65）との合算額 ※3 年収590万～910万円未満の世帯で、複数の子どもが府内高等学校（全日制のみ）に在籍する場合、補助金額に加算を行います。</p> <p>【加算額の考え方】（2人以上の子どもが同時に府内私立高（全日制）に在籍する場合） 年収590万～730万円未満世帯：132,000円加算 年収730万～910万円未満世帯：65,200円加算 ※もう一方の子どもが府内公立高（全日制）に在籍する場合は、加算額は上記の金額の1/2となる。</p>	保護者等の所得目安（※1）		補助金額（上限）		生活保護世帯		年額980,000円	（※2）	年収590万円未満世帯		年額650,000円	（※2）	年収590万～730万円未満世帯	全日制	年額264,000円	（※2、3）	通信制	年額135,800円	（※2）	年収730万～910万円未満世帯	全日制	年額198,800円	（※2、3）	通信制	年額135,800円	（※2）
保護者等の所得目安（※1）		補助金額（上限）																									
生活保護世帯		年額980,000円	（※2）																								
年収590万円未満世帯		年額650,000円	（※2）																								
年収590万～730万円未満世帯	全日制	年額264,000円	（※2、3）																								
	通信制	年額135,800円	（※2）																								
年収730万～910万円未満世帯	全日制	年額198,800円	（※2、3）																								
	通信制	年額135,800円	（※2）																								
<p>申 請 時 期 及 び 支 給 時 期</p>	<p>具体的な時期については、高校によって異なります。高校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。</p>																										
<p>申 請 手 続</p>	<p>申請書に必要な事項を記入し、課税証明書等、高校が指定する添付書類とともに在学されている高校に提出してください。 ▶申請書は、高校から配布されます。</p>																										
<p>と 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、在学されている高校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516・4517）にお問い合わせください。</p>																										
<p>備 考</p>	<p>失業・倒産により家計が急変し、一定所得基準未満となった場合についても、各私立高校で授業料減免等が適用できる場合があります。詳細は、各私立高校におたずねください。</p>																										